

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成20年9月9日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

北区上賀茂本山、上賀茂壱町口町、上賀茂津ノ国町、上賀茂神山、上賀茂高繩手町、上賀茂松本町、大宮薬師山東町、西賀茂蟹ヶ坂町、西賀茂上庄田町、西賀茂鎮守菴町、西賀茂大深町、大宮西山ノ前町、大宮南山ノ前町、衣笠開キ町、衣笠鏡石町、西賀茂北鎮守菴町及び西賀茂大栗町の各一部

左京区一乗寺出口町、山端大君町、上高野小野町、上高野古川町、松ヶ崎鞍馬町、岩倉中所在地町、岩倉忠所在地町、岩倉西河原町、岩倉下所在地町、岩倉花園町、岩倉長谷町、岩倉幡枝町、岩倉村松町、岩倉中町、岩倉南桑原町、岩倉北池田町及び静市市原町の各一部

山科区西野小柳町、西野山階町、音羽稻芝、柳辻池尻町、川田菱尾田、勧修寺繩手町、勧修寺御所内町、勧修寺閑林寺、西野山射庭ノ上町、勧修寺東金ヶ崎町及び勧修寺平田町の各一部

下京区西七条西久保町の一部

南区吉祥院西ノ庄東屋敷町、吉祥院長田町、吉祥院鳴高町、吉祥院鳴笠井町、上

鳥羽大物町，上鳥羽大溝，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽中河原，上鳥羽山ノ本町，上鳥羽川端町，上鳥羽塔ノ森東向町，久世上久世町及び久世殿城町の各一部

右京区太秦八反田町，太秦袴田町，太秦開日町，太秦安井西沢町，嵯峨野東田町，西京極町ノ坪町，西京極豆田町，梅津北浦町，嵯峨広沢北下馬野町，嵯峨広沢池下町，嵯峨新宮町，嵯峨积迦堂門前瀬戸川町，嵯峨鳥居本仏餉田町，嵯峨觀空寺岡崎町，嵯峨觀空寺明水町，嵯峨大覺寺門前登り町，嵯峨鳥居本北代町，嵯峨天龍寺若宮町，嵯峨甲塚町，山越東町及び梅ヶ畠奥殿町の各一部

西京区上桂前川町，上桂北ノ口町，桂久方町，桂河田町，桂上野東町，牛ヶ瀬山柿町，牛ヶ瀬新田泓町，松室北河原町，御陵内町及び大枝東長町の各一部

伏見区横大路下三栖東ノ口，竹田向代町川町，竹田西内畠町，竹田泓ノ川町，竹田西桶ノ井町，桃山町和泉，桃山町大島，桃山町伊庭，中島秋ノ山町，中島堀端町，横大路天王前，横大路鍔ノ本，横大路菅本，横大路畔ノ内，横大路畔ノ本，横大路一本木，横大路下三栖辻堂町，横大路下三栖城ノ前町，横大路下三栖里ノ内町，久我石原町，久我本町，久我御旅町，久我森の宮町，久我東町，久我西出町，羽束師菱川町，羽束師志水町，羽束師古川町，羽束師鴨川町，深草坊町，深草瓦町，深草谷口町，深草大龜谷万帖敷町，深草大龜谷五郎太町，深草大龜谷岩山町，深草大龜谷東久宝寺町，深草大龜谷東寺町，深草大龜谷大山町，醍醐西大路町，日野岡西町，日野西大道町，石田内里町及び石田森南町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

平成20年9月9日から平成20年9月25日まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課）、ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.jp）によって提出してください。

6 問い合わせ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)